

Title	BSE 問題を考える
Author(s)	標, 宣男
Citation	聖学院大学論叢,20(2) : 11-38
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=31
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

BSE 問題を考える

標 宣 男

What was the BSE Problem in Japan?

Nobuo SHIMEGI

The bovine spongiform encephalopathy (BSE) problem is a big food safety issue in the world. The first case in Japan was discovered in 2001, after BSE was diagnosed in cattle in England in 1989. This paper discusses a risk problem with BSE in Japan by considering the BSE countermeasures adopted by the Japanese government before and after the first BSE finding in Japan, the revision of the BSE inspection criterion to the over twenty month rule from the all cattle inspection rule which was decided politically but not scientifically, and the diplomatic negotiations for the resumption of beef imports from the USA where BSE was found. It is consequently indicated that the Japanese government failed the BSE risk management in the ban on feeding meat and bone meal (MBM) to cattle before BSE was found in Japan and also failed in crisis management at the time that BSE was discovered. These failures resulted in the all cattle inspection which overestimates the risks of BSE and vCJD(variant Creutzfeldt-Jakob Disease), and afterward resulted in the diplomatic problem between Japan and the USA concerning beef imports.

Key words: BSE, All Cattle Inspection , Over Twenty Month Rule, Beef Imports, MBM, vCJD

1. はじめに

1980年代後半英国に端を発した BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy: 牛海綿状脳症) 問題は、日本中に混乱を引き起こし、さらにこれが契機となり省庁からも独立した「食品安全委員会」を政府に発足せしめたほど、食の安全に対する国民の関心を高めたものであった。

これまで、獣医学的、医学的解説書^{1 2 3}あるいは、食のリスクの立場からの啓蒙書⁴等、BSE およびそれによる人間への感染症である vCJD(variant Creutzfeldt-Jakob Disease: 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病) に関する多くの書物が、出版されてきた。これらの内、特に前者は、BSE 発生

の原因と、vCJD 発症の詳しい機構が不明でありその治療法も無いところから、vCJD の危険性についてとりわけ強く警鐘を鳴らす傾向がある。しかし、これらの警鐘にもかかわらず、現在のメディアはとくに BSE 問題を特別危険なものとして採り上げてはいない。本論分を執筆している2007年8月時点において、BSE はさしたる社会問題としてマスコミをにぎわしているわけではない。ときおり、牛肉の輸入条件に関するアメリカとの外交問題が取りざたされる程度である。

それでは、我々にとって BSE 問題（vCJD 問題を含む）とは何であったのか、そしてまだ決着がつかない米国との牛肉輸入問題をどのように考えればよいのだろうか。このことについて、BSE 問題が発生したその経緯と、その後生じた問題を振り返って考えてみたい。特に、マスコミがこの BSE 問題をどのように報じてきたか、またマスコミを通じて得られる情報などから、政府はどのようにこの問題に対処してきたのかを見てみようと思う。以下本論で調査の対象としたマスコミとして、主として東京版の「朝日新聞」を採り上げることにする。また日本における BSE 対策および BSE 牛発生の最新状況もについては、「食品安全委員会」及びその下部機関である「プリオン専門調査会」の議事録及び報告書^{5,6}あるいは添付の資料によった。

以下本論では、第2章で、BSE 問題発生から今日までの経緯を、日本の動きを中心にまとめると共に、新聞等に現れた BSE 情報から、食の安全から見た BSE 問題を論じ、第3章ではリスク論の立場から、日本の BSE 問題を考え、第4章で結論を述べようと思う。

2. 日本における BSE 問題発生と新聞に現れた国内の状況

2.1 BSE 問題発生とその時間的経緯

以下では、外国の動きと共に、日本における BSE 問題を中心に、BSE の発生の経過について述べることにする。また主な出来事を表1にまとめた。なお、ここでのこの記述は、「朝日新聞」などの新聞情報、著書⁷、及び政府刊行物^{8,9}などによっている。この表を中心に、BSE 問題を振り返ってみよう。表中の1. は日本における BSE 問題の発生以前における英国など欧州の動きを、また表中の2. では、日本の出来事を示している。

(1) 英国及び欧州における BSE 問題（日本における BSE 問題発生以前）

1732年にすでに欧州特に英国では、スクレイピーとして知られている、牛の BSE と同様な病気が羊にもあることが発見されていた。しかし、この病気は種の壁を越えることなく、人間への感染はないとされている。

表 1 BSE 問題に関する主な出来事

1. 英国及び欧州における BSE 問題（日本における BSE 問題発生以前）
 - ・ 1986年：BSE が英国で始めて報告される
 - ・ 1988年7月：英国，反芻動物の肉骨粉を反芻動物の飼料にすることを禁止
 - ・ 1989年11月：英国，牛の特定危険部位（SRM）の食用を禁止
 - ・ 1994年：EU，肉骨粉使用禁止
 - ・ 1996年3月：英国政府が，BSE が人間にうつることを認めた（欧州第1次 BSE パニック）
 - ・ 1996年8月1日：英国政府，哺乳類由来の肉骨粉の全家畜飼料への利用禁止
 - ・ 2000年11月：独仏中心 BSE 牛急増，欧州第2次 BSE パニック（独2閣僚辞任）
（2000年：英国，年間28人死亡（年間死亡者数最高値））
2. 日本における BSE 問題の発生と対策
 - ① 日本における BSE 牛発生以前
 - ・ 1990年7月：英国その他 BSE 発生国から生きた牛の輸入禁止
英国その他 BSE 発生国から飼料用肉骨粉（以下肉骨粉と略称）について
湿熱処理（130℃30分）の義務付け
 - ・ 1996年4月：肉骨粉の英国から輸入中止，行政指導として牛などへの使用禁止
 - ・ 2001年8月6日：千葉県食肉処理場での屠畜の際，起立不能の症状認められる。
 - ② 日本における BSE 発見と「プリオン専門調査会」の設立まで
 - ・ 2001年9月10日：日本での BSE 第一例報告（64ヶ月）
 - ・ 2001年9月18日：肉骨粉・血粉，牛への使用を罰則付きで禁止
 - ・ 2001年9月30日：肉骨粉使用，製造・出荷停止
 - ・ 2001年10月18日：全頭検査体制確立（全頭スクリーニングと特定危険部位の除去）
 - ・ 2001年11月19日：第1回「BSE 問題に関する調査検討委員会」
 - ・ 2002年4月2日：「BSE 問題に関する調査検討委員会」報告書
 - ・ 2003年8月：「食品安全委員会」の下部組織である「プリオン専門調査会」が，内閣府に設立
 - ③ 米国で BSE 発生と米牛肉の輸入禁止と全頭検査体制の見直し
 - ・ 2003年12月26日米国 BSE であるとの診断が確定，米国産牛肉等について，輸入を禁止
 - ・ 2004年10月15日：農水，厚労両省より，食品案委員会へ BSE に係わる食品影響評価の要請
 - ・ 2005年2月5日：国内初の変異ヤコブ病
 - ・ 2005年3月28日：プリオン専門調査会，BSE に係わる食品影響評価（案），食品安全委員会に報告
 - ・ 2005年5月6日：食品安全委員会は，上記評価を了承し全頭検査見直しを農水・厚労両省に答申
 - ・ 2005年12月8日：食品安全委員会「米国・カナダの牛肉のリスク」について，報告書より答申
 - ・ 2005年12月12日：米国・カナダ産の牛肉等輸入再開を正式決定
 - ④ 米産牛肉輸入の再禁止とその後の対応
 - ・ 2006年1月20日：成田空港に輸入された子牛の肉から BSE の特定危険部位（背骨）を発見
米産牛肉再び輸入禁止
 - ・ 2006年7月27日米牛肉輸入再解禁

一方、1986年に英国で、牛に対しスクレイピーに似た病気（BSE）が発生したことが報告された。このBSEがなぜ英国に発症したのか判らないが¹⁰、1988年ごろより英国におけるBSEに罹患した牛（以下BSE牛という）の数が急激に増加し、1992年には患者数は最大で27280に達し、その後減少に転じた。この減少は、英国中央獣医学研究所の疫学部長ジョン・ワイル・スミスが、1988年疫学的調査により、BSEは牛の飼料である肉骨粉による経口感染であることを証明し、同年英国政府が、反芻動物由来の肉骨粉の反芻動物への使用を規制したためである。しかし、そのため英国からEU諸国への肉骨粉の輸出が急増した。なお、英国政府は1996年8月に、肉骨粉の家畜飼料への規制を強化したが、それ以前に食物連鎖に入ったといわれるBSE牛の頭数は100万頭以上であったといわれる¹¹。

EU諸国では、肉骨粉の英国からの輸入と反芻動物からの肉骨粉の反芻動物の飼料としての使用禁止を1994年に行っており、それによって英国の肉骨粉の輸出はEU諸国以外に回され1995年まで続いた。また米国は、1990年屠畜場段階でのアクティブ・サーベランス¹²を開始し、1994年免疫化学検査を導入している。また1991年米農務省はBSEリスクの定量的及び定性的評価についての報告書を作成し、1996年米畜産業界は自主的に肉骨粉の使用を禁止し、さらに1997年には米国は法的禁止を実施した。また、オーストラリアは、1990年屠畜場段階での脳の検査を含むサーベランスを実施し、1996年畜産業界は自主的に肉骨粉の使用を禁止している。更に翌年1997年法的禁止を実施した。

英国における、BSE牛の頭数変化を、図1¹³に示そう。

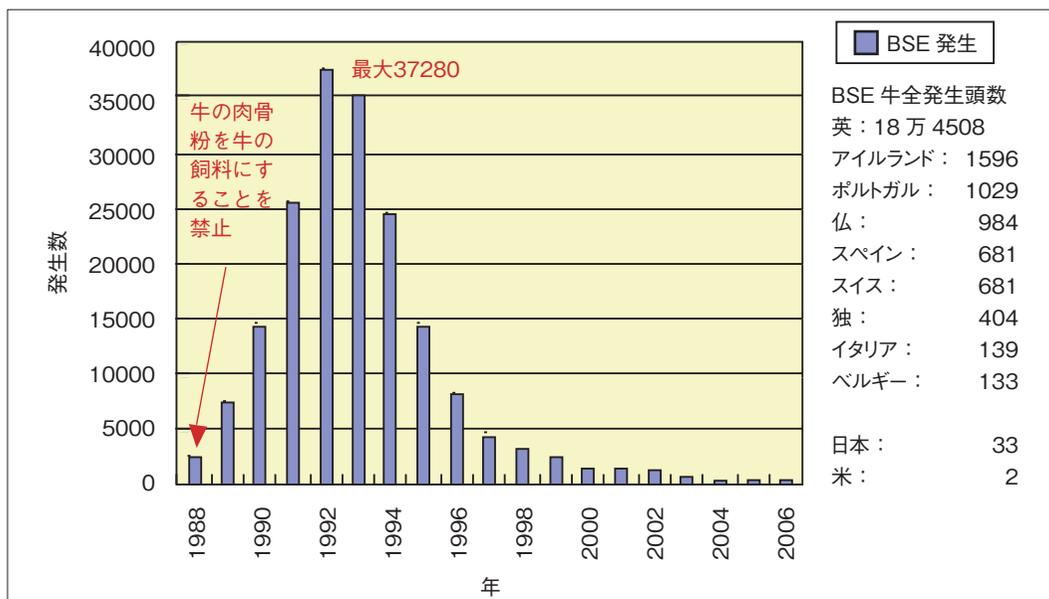


図1 英国などにおけるBSE牛発生状況

(2007年3月、日本のみ2007年7月までのデータ)

BSE 問題を考える

BSE が人に感染することは、1991年 WHO「動物とヒトの海綿状脳症に関する公衆衛生問題」に関する専門家会議においてその危険性が指摘されていた。しかし、英国は1996年3月になって、やっと BSE が人に感染することを正式に認めた。羊のスクレーパーの場合は、種の壁を越えてこの病が広がることは無かったが、BSE はそうではなかった。これによって欧州の BSE 第一次パニックが引き起こされ、EU 諸国は英国からの牛肉の輸入を禁止した。

図 2 はこの英国における vCJD の発生状況を示したものである。図中 CJD とあるのは、孤発性クロツフェルト・ヤコブ病であり、これは人種に関係なく100万人あたり年間一人発生すると言われ、その原因は不明である。その後、英国外の EU 諸国でも vCJD の患者が発生した。2000年11月（輸入禁止の年より平均潜伏期間後）には、独仏中心に BSE 牛が急増し、欧州に第 2 次 BSE パニックが生じ、独の 2 閣僚辞任するに至った。なお、英国を除く EU 諸国における BSE 発生数のピーク（約 1000頭）は英国でのその 10 年後である。また同年英国の vCJD による年間死亡人数が最高の 28 人に達し、以後減少に転じた。

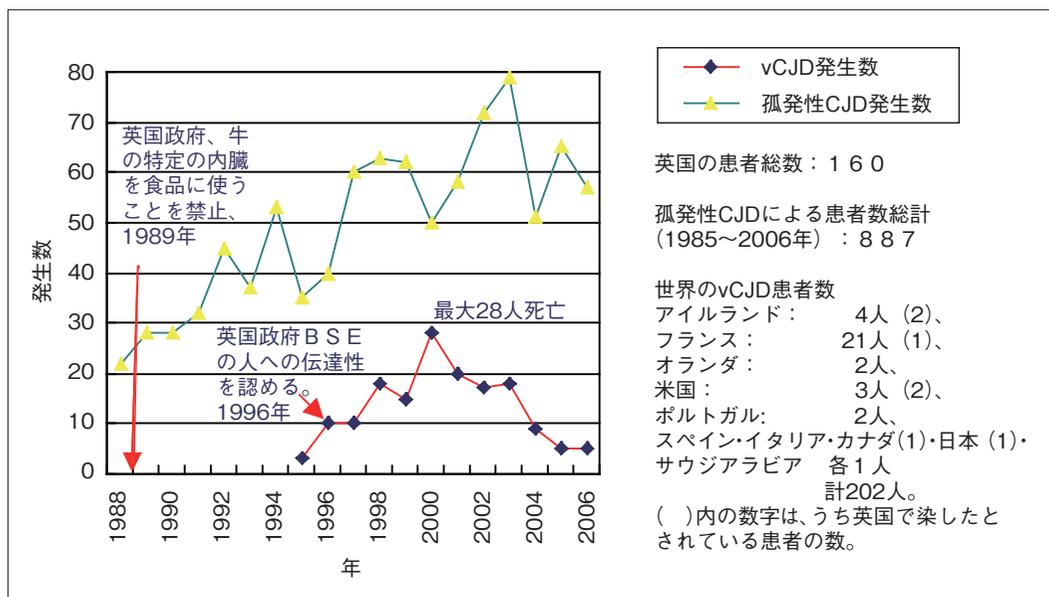


図 2 英国などにおける vCJD 患者の発生数

(2) 日本における BSE 問題の発生と対策

i. 日本における BSE 牛発生以前

英国において、BSE 牛が急増していた1990年、日本政府は、英国その他 BSE 発生国から生きた牛の輸入を禁止し、また英国その他 BSE 発生国から飼料用肉骨粉（以下肉骨粉と略称）について湿熱処理（130℃30分）を義務付けた。さらに、英国が BSE の人間への伝染（BSE のような病気の場合、通常「伝達」を用いるのが正しいとされるが、ここでは「伝染」と表現することにする）を

認められた1996年の4月、英国からの肉骨粉輸入を中止し、牛などへの使用を禁止したが、この禁止は行政指導に留まった。同年4月より、わが国におけるBSEの浸潤状況を把握するために、リスク牛（死亡牛及び中枢神経症状を呈する牛）の検査が、病勢鑑定に供される牛を対象に開始された。しかし、臨床症状を呈した牛に限られたため、死亡牛についての検査が遅れ、BSE汚染状況の十分な把握が困難になった¹⁴。2000年11月欧州における第2次BSEパニックの後、2001年1月EU諸国からの肉骨粉の輸入を全面禁止した。しかし、この間8万tの肉骨粉がEUから輸入された。

これより先1998年EU科学運営委員会は加盟国及び関心のある国について、BSE発生リスクを評価する作業を開始し、日本もこれを受けることになった。その結果が、2000年11月に到着した。それによると、日本における肉骨粉の英国からの輸入危険性とBSE防止体制の不備を理由に、日本のステータスは「国産牛がBSEに感染している可能性が高いが、確認されていない」レベルⅢ¹⁵と結論されていた。また、これには、肉骨粉の飼料禁止、特定危険部位（SRM - Specified Risk Material）¹⁶の排除及びアクティブ・サーベランスなどが勧告されていたが、このうち日本政府はアクティブ・サーベランスのみを実行に移し、他の二点の実行は日本におけるBSE牛の発見以降に持ち越された。なおこのアクティブ・サーベランスにおいても、農林水産省（以下農水省と略述）と厚生労働省（以下厚労省と略述）では、BSE検査の方法（前者は迅速BSE検査、後者はウエスタン・プロット法）や検査実行基準にも相違があり、この相違も両省間で認識されていなかった。さらに、日本がBSE清浄国であると考えていた日本政府は、この結果に不満を持ち、2001年4月、EUのBSE牛発生リスク調査への協力拒否し、6月EU調査への協力拒否を農水省畜産部長が公表した。その約2ヵ月後の2001年8月6日、上記のサーベランスの結果、千葉県食肉処理場での屠畜の際、起立不能の症状認められる牛が発見された。

ii. 日本におけるBSE牛発見と食品安全委員会「プリオン専門調査会」の設立まで

この起立不能の症状認められた牛について、千葉県による病理検査や、農水省に委託された動物衛生研究所の検査の結果、9月10日、日本でのBSE第一例報告（64ヶ月）となった。しかし、当初、農水省はこれをもって確定診断とはせず、英国獣医学研究所での確認を要求し、この成績が出るまで「疑似」例とし扱うことにした。結果として、9月21日、英国獣医研究所最終報告をもって狂牛病感染を確認した。なお、問題の牛について農水省は当初、焼却処分されたとしていたが、実際は頭部を除いて飼料用の肉骨粉にされていたことが判明した。

日本におけるBSE牛の発見の後、日本政府は矢継ぎ早にその対策を打ち出した。まず、農水省は、9月12日から30日まで、約5800名の家畜防疫委員を動員し、約460万頭の牛について、全戸全頭調査を実施した。これによるBSEの疑いのある牛は見出されなかった。9月18日、肉骨粉・血粉の牛の飼料への使用を罰則付きで禁止した。これは、1996年以降、行政指導で使用を禁止してきたものであるが、この行政指導の後も肉骨粉を与えていた農家が北海道などでも見つかった。さら

BSE問題を考える

に、狂牛病の牛を飼育していた北海道の牧場から出荷された牛のうち、道内42頭と道外29頭の出荷先は判っているが、所在不明の牛が4頭いたことも、BSE対策への不備が現れたものであろう。

ついで、9月19日、30ヶ月齢以上の牛について、スクリーニング¹⁷検査の導入を決定した。10月1日には、EU以外の国からも肉骨粉の輸入を全面禁止し、また肉骨粉の使用、製造・出荷を停止した。なお、法的には、肉粉骨を含む飼料の製造禁止は15日から、販売使用禁止は11月1日からであった。これら飼料上の対策に平行し、BSE牛についての検査体制についても、10月18日、全頭についてのスクリーニングと、SRMの除去を法的に義務付けた。この全頭検査体制によって、BSE牛発生直後の日本政府の対策は一応の確立を見た。しかし、このスクリーニングなどの検査については、当初、30ヶ月以上のものだけに実施する予定だった。というのは、30ヶ月未満では感染の有無を検出できるほど異常プリオン蛋白は蓄積していないし、その程度の蓄積なら人への感染は心配ないというのが国際的な常識だったからである。この方針は、日本獣医学会でも認められ、EUの基準も30ヶ月以上で十分としていた。それにもかかわらず、政府は“消費者の不安を抑えるため”に30ヶ月齢未満の牛も対象に加え、政治的に¹⁸全頭検査としたと言われる。

この全頭検査体制の確立を受け、日本政府は、10月18日、Jビーフの「安全宣言」を行った。この趣旨は出荷前の水際でBSE牛をチェックする故に、食糧市場にはBSE牛は出回らないことになる、ということであったが、あたかも日本にはBSE牛はもう発生しないかのような誤解を一般国民に与えることになった。事実この安全宣言から、約1ヶ月後の11月21日、2頭めのBSE牛が見つかり、国民の中にあらためて政府不信を引き起こした。

BSE対策が一応の確立を見た11月、政府はBSE問題の反省と、その後の対策のために、農水相と厚労相の私的諮問機関として、「BSE問題に関する調査検討委員会」を立ち上げ、19日に第一回目の会合を持ち、翌年2002年4月2日『BSE問題に関する調査検討委員会報告書』を提出した。そこには、当初の行政的の不手際や、厚労省と農水省の連携不足が強調されている。また、農水省では、BSEの感染経路を特定するために、2002年11月、「牛海綿状脳症（BSE）に関する技術検討会」のもとに「BSE疫学検討チーム」を結成し、その報告書¹⁹が2003年9月出された。その中で、日本におけるBSE感染源および感染経路について、科学的な検討が加えられ、それによるとわが国で発生したBSEの病原体は英国由来であって、直接また間接に輸入されたと考えられている²⁰。

次に日本におけるBSE牛の発生状況を表2および図3に示そう。日本におけるBSE牛の発生頭数は、2007年7月までに、33頭である。図1に示した英国の場合には、BSE牛発生のピークは、肉骨粉を牛の飼料とすることを禁止した1988年より4年後の1992年であった。日本の場合、未だピークの年は確定していないが、2007年前半までのBSE牛の発生状況を見ると、2001年に法的に肉骨粉を飼料とすることを禁止した5年後、2006年にピークを迎えたと思われる。

表 2 日本における BSE 牛発生状況

BSE牛であることが確定した日付	月	齢	出生年月
①2001年 9月10日	64ヶ月	(5年4ヶ月)	1996年 5月
②2001年11月21日	64ヶ月	(5年4ヶ月)	1996年 7月
③2001年12月 2日	67ヶ月	(5年7ヶ月)	1996年 5月
④2002年 5月13日	73ヶ月	(6年1ヶ月)	1996年 4月
⑤2002年 8月23日	80ヶ月	(6年8ヶ月)	1995年12月
⑥2003年 1月20日	83ヶ月	(6年11ヶ月)	1996年 4月
⑦2003年 1月23日	81ヶ月	(6年9ヶ月)	1996年 4月
⑧2003年10月 6日	23ヶ月	(1年11ヶ月)	2001年11月
⑨2003年11月 4日	21ヶ月	(1年9ヶ月)	2002年 3月
⑩2004年 2月22日	95ヶ月	(7年11ヶ月)	1996年 3月
⑪2004年 3月 9日	94ヶ月	(7年10ヶ月)	1996年 7月
⑫2004年 9月13日	62ヶ月	(5年2ヶ月)	1999年 7月
⑬2004年 9月23日	104ヶ月	(8年8ヶ月)	1996年 1月
⑭2004年10月 8日	48ヶ月	(4年)	2000年10月
⑮2005年 2月26日	102ヶ月	(8年6ヶ月)	1996年 8月
⑯2005年 3月27日	108ヶ月	(12年)	1993年 3月
⑰2005年 4月 8日	54ヶ月	(4年6ヶ月)	2000年12月
⑱2005年 5月12日	68ヶ月	(5年8ヶ月)	1999年 9月
⑲2005年 6月 2日	109ヶ月	(9年1ヶ月)	1996年 5月
⑳2005年 6月 6日	57ヶ月	(4年9ヶ月)	2000年 9月
㉑2005年12月10日	69ヶ月	(5年9ヶ月)	2000年 3月
㉒2006年 1月23日	64ヶ月	(5年4ヶ月)	2000年 9月
㉓2006年 3月15日	68ヶ月	(5年8ヶ月)	2000年 7月
㉔2006年 3月17日	169ヶ月	(14年1ヶ月)	1992年 2月
㉕2006年 4月19日	72ヶ月	(6年)	2000年 4月
㉖2006年 5月13日	68ヶ月	(5年8ヶ月)	2000年 9月
㉗2006年 5月19日	68ヶ月	(5年8ヶ月)	2000年 9月
㉘2006年 8月11日	80ヶ月	(6年8ヶ月)	2000年12月
㉙2006年 9月28日	75ヶ月	(6年3ヶ月)	2000年 6月
㉚2006年11月13日	64ヶ月	(5年4ヶ月)	2001年 7月
㉛2006年12月 8日	84ヶ月	(7年)	1999年12月
㉜2007年 2月 2日	65ヶ月	(5年5ヶ月)	2001年 9月
㉝2007年 6月28日	85ヶ月	(7年1ヶ月)	2000年 5月

BSE問題を考える

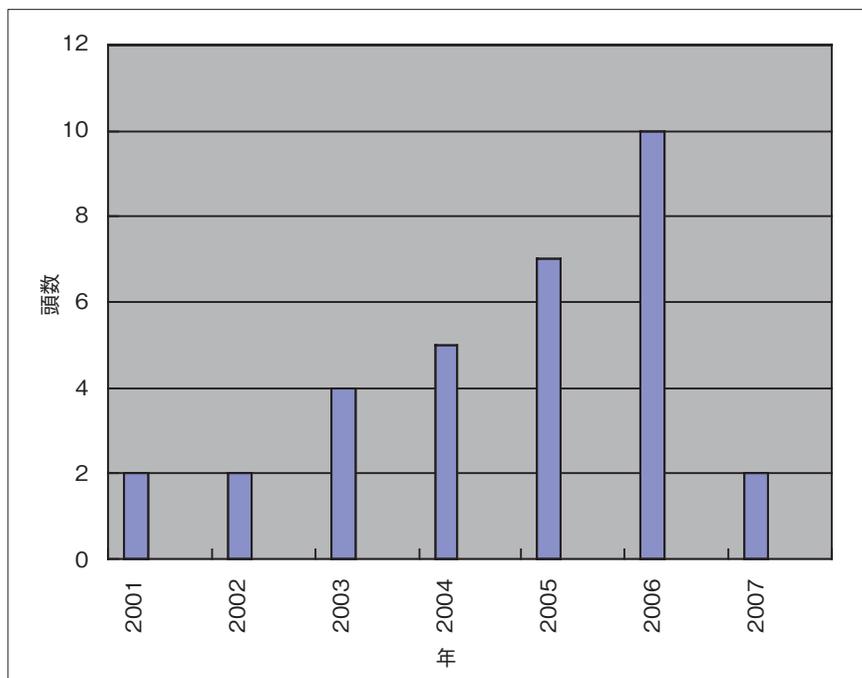


図3 日本におけるBSE牛発見経過

(2007年のデータは2007年7月30日までの値)

なお、BSE問題発生時の対応の不手際に対する教訓から、日本政府は、2003年5月、食品安全基本法の下、省庁から独立した「食品安全委員会」を内閣府におき、ついで8月その下部組織として「プリオン専門調査会」を発足させた。以後、BSE及びvCJDの問題は、この「プリオン専門調査会」で検討されることになった。

iii. 米国でBSE発生と米牛肉の輸入禁止と全頭検査体制の見直し

2003年5月21日カナダにおいてBSE牛が確認され、さらに同年12月26日、米国ワシントン州のホルスタイン雌牛についてBSEであるとの診断が確定したため、食品衛生法第9条第2項に基づき、両国に対し即日牛肉等の輸入が禁止された。以後、輸入再開条件と全頭検査の是非が、特に日米間の問題として引き起こされることになる。

この全頭検査の妥当性検討については、一応米国との問題には触れず農水、厚労両省から、BSEに関する健康評価の諮問が食品安全委員会にあり、先に述べた「プリオン専門調査会」で検討され、2005年3月、同会（座長吉川泰弘東大教授）は、「生後20ヶ月以下の牛を検査対象からはずすことによるリスクの増加は、『無視できる～非常に低い』』と言う趣旨の報告書（『わが国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係わる食品影響評価』）を「食品安全委員会」に提出した。これを受け「食品安全委員会」ではパブリック・コメントを考慮したうえで、同報告書を2005年5月、農水省及び

厚労省に答申した。この答申の中心は、BSE 発生より報告書の作成（2005年3月26日）までの間に425万頭にも及ぶ検査の結果確認された12頭の BSE 検査牛のうち、30ヶ月年齢以下の牛は、21ヶ月齢、と23ヶ月齢の2頭であり、そのプリオン量のごく微量であり、検出限界に近いという点にある。さらに、同報告書は、SRM の除去によりリスクが低減されることを述べている。

日本政府は、この答申を基礎に、さらに20ヶ月年齢未満で SRM 除去の措置を施した米加両国の牛肉等のリスクについて、食品安全委員会に諮問した。その諮問に対する答申²¹に基づき、日本政府は2005年12月12日、米国・カナダ産の輸入再開を正式決定した。ただし、輸入が許可されるのは、脳脊髄などの SRM を取り除いた生後20ヶ月以下の牛肉と内臓に限るとした。

なお、2005年2月5日、国内初の vCJD の患者が発生した。正確な原因究明は困難であるが、この患者は1989年に英国滞在歴があったとされ、その間での感染が疑われている。

iv. 米産牛肉輸入の再禁止とその後の対応

前年末、輸入が解禁になったばかりの2006年1月20日、米国からの輸入再開第一便として、成田空港に到着した輸入仔牛肉から BSE の SRM（背骨）が発見され、この協定違反により、米国からの牛肉の輸入は再度禁止となった。その後、日米間の政治折衝により2006年7月27日、米国からの米肉の牛肉輸入は再度解禁となった。

2.2 新聞記事に見られる BSE 問題

先に、日本における BSE 問題について、BSE 牛第一号が発見される前から米国との牛肉輸交渉までの、日本政府の動きを中心に述べてきた。本節では、このような動きを新聞がどのように伝えてきたかを調査することによって、BSE 問題とは結局なんであったかを探ってみようと思う。

(1) BSE 関連記事の月別掲載記事数の変遷に見られる BSE 問題

図4は朝日新聞が BSE あるいは vCJD について掲載した記事の月ごとの数の変遷を示したものである。検索には朝日新聞のデータベース「聞蔵Ⅱ」を用い、キーワードとしては、BSE については、[BSE or 狂牛病 or 牛海綿状脳症]、vCJD については、[vCJD or 変異型ヤコブ病 or ヤコブ病]を用いた。特に、vCJD についてキーワードの中にヤコブ病を入れたのは、vCJD が関心を引く時は、いわゆる弧発性ヤコブ病への関心もまた高まるのではないかと考えたからである。以上より、以下の文章の中で、新聞という言葉を用いる場合には、特に断らない限りこの「聞蔵Ⅱ」の情報に基づいているものである。

この図を見ると、BSE 問題が持続的に新聞の注意を浴びたのは、まさに日本において BSE 牛が見つけた時期以降のことである。それ以前では、英政府が BSE という牛の病気がヒトに移ることを認めた1996年目立っている。この年、英国の BSE 問題が EU に飛び火し、独仏で BSE 牛の増加し、vCJD 患者が増加し始め、大混乱に落ちいり、翌年早々ドイツの2閣僚が辞任するという、

BSE問題を考える

第2次欧州BSEパニックが生じた。しかし、新聞記事の数から見ると、日本の新聞のBSEへの関心も、一年足らずの一過性のものであり、マスコミ自身、BSE問題はそれへの関心を持続させねばならないほど重要な問題とは考えていなかったと思われる。これに対し、日本でBSE牛の見つかった2001年後半より、2002年いっぱいの間、連日多くのBSE関連記事が掲載された。特にBSE発見直後の2001年10月には最大204件にたっており、その混乱がどのくらい大きかったか推察されよう。

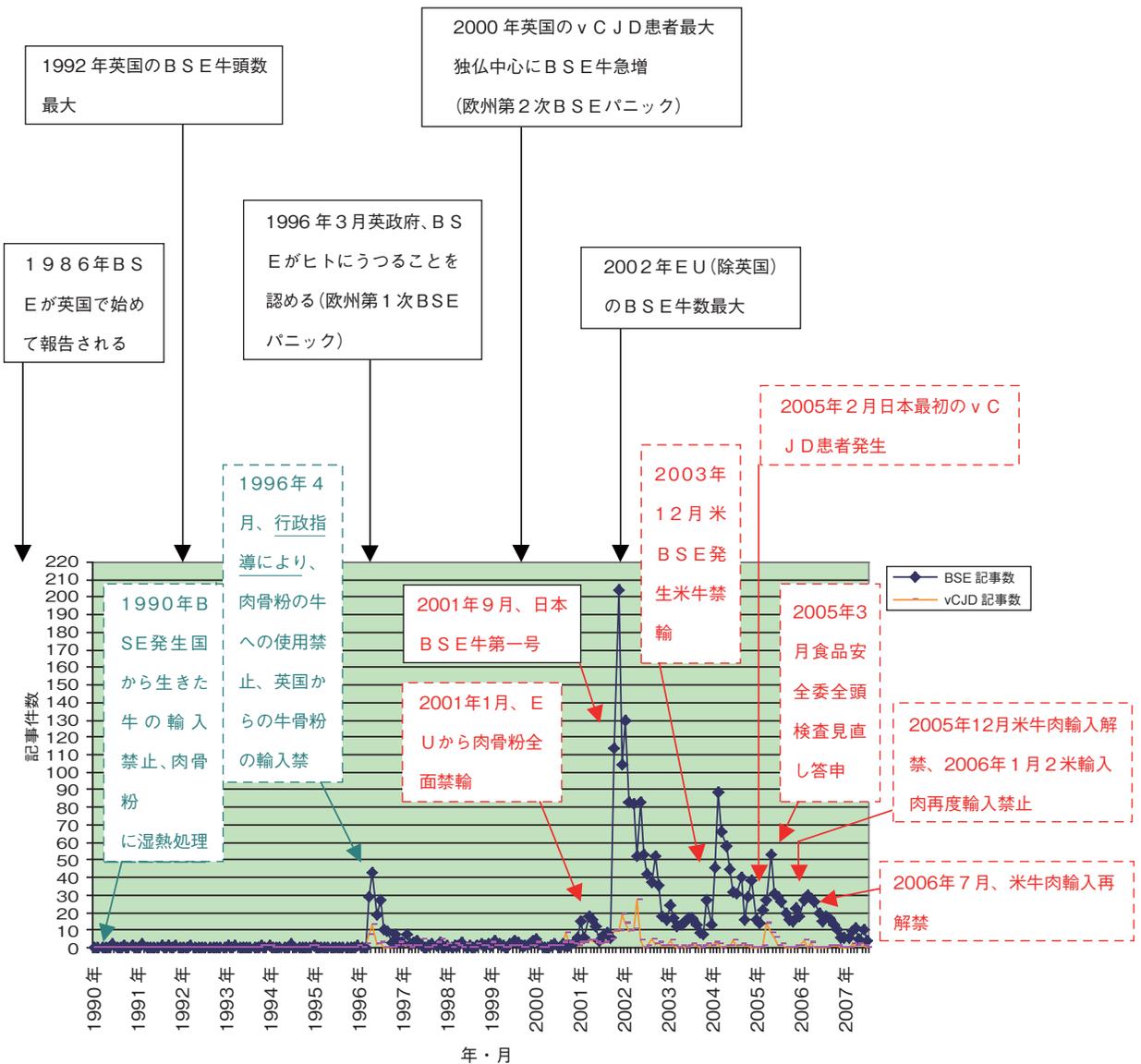


図 4 BSE 関連掲載記事数の変遷と主な出来事

日本初の BSE 牛発見とその対策が一段落した2003年12月米国での BSE 牛発見とそれによる米牛肉の禁輸問題が発生した。ついで、輸入解禁条件巡って問題が生じそれが片付いた矢先、日米間で取り交わした条件に違反した牛肉が送られたことなど、米国との間の外交問題としての BSE 問題が発生した。その後、米国牛肉の再禁輸と再解禁など、輸入牛肉に関する問題が日米の外交問題として浮上するたびに、新聞紙上を賑わせてきたが、そのピークの大きさが徐々に減少してきたことがこの図からもわかる。なお、vCJD については、BSE 問題ほど多くの記事が掲載されているわけではない。先に示したように、図4のデータは、vCJD ばかりではなく、BSE に関連したものではないその他の CJD を含めた値であり、これを除くと直接 vCJD に関連した記事はごくわずか（1990年から2007年までで36件で、そのうち日本人 vCJD 患者の発生した2005年の2月と3月に15件が集中している。）である。これも、BSE 問題では、何が問題になっているのか示唆していると思われる。

(2) 新聞の報道内容に見られる BSE 問題

i. 日本における BSE 問題発生以前

表3(1)は、1996年3月20日以降、すなわち英国で BSE がヒトに感染することが正式に認められ欧州の第一次 BSE パニックが起こっていた時点での記事である。この4月、ヤコブ病という言葉を持って、BSE との関係を心配する記事が見られる。しかし、3月には未だ、日本の獣医学専門家会議という専門家集団でさえ、BSE のヒトへの感染について「感染の証拠なし」とした、と報じられている。一方、すでに1991年、WHOが「動物とヒトの海綿状脳症に関する公衆衛生問題」に関する専門家会議において、その危険性を指摘していたこと、また、1995年12月には「狂牛病で牛肉離れが加速『人間に感染』説…英国で猛威」との記事が出ていることを見ると、欧州で起こっていることに対する、この時点の日本の専門家の無関心を表わしているように思われる。

政府の方はどうかというと、3月23日には「日本に影響ない」とした農水省も、同月末には、英国産の牛加工製品の輸入禁止し、厚生省も業者に英国産牛肉の輸入自粛の要請などの、国内対策を打ち出した。しかし、これまで見たように、肉骨粉の牛への使用の禁止を行政指導にとどめるなど、この時点の対策は十分なものではなかった。また、図4に見られるように、この時点の BSE への関心は、官民とも一過性のものであり、結局は未だ対岸の火事であった。このことは、2001年日本で初めて BSE 牛が発見されるまで続いたように見える。

表 3 (1) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (1996 年)

<p>英国政府による BSE の人への感染発表時点・第一次欧州狂牛病パニック時 3月(20日以降) 「英国産食肉牛、人間に感染の「証拠はなし」獣医学専門家会議」・「狂牛病問題で農水省、「日本には影響ない」」 「英牛肉加工品の輸入を禁止 狂牛病の問題で農水省」・「英国産牛肉の輸入自粛要請 厚生省、業者に」 4月 「ヤコブ病、若者かかる新種発生か 英政府の専門家委が警告」・「狂牛病で緊急会議 国内対策を検討へ 厚生省」・「狂牛病 ヤコブ病との関連を懸念 脳や腸は危険」・「狂牛病パニック」 1ヵ月 肉牛売値2割安 戸惑う英畜産の町」</p>

ii. 日本における BSE 牛の発見以降

① 日本において BSE 牛が発見が確定した時点 (2001年9月)

表 3 (2) は、日本における BSE 牛の発生確定前後の2001年9月の新聞記事の見出しの内の代表的と思われるもの拾い出したものである。この見出しの数は、それぞれのテーマごとの記事の総数に厳密に比例したものではないが、ある程度各テーマごとの見出し数の大小関係を表わしている。ここには、多くの健康への不安、被害の拡大への不安そして経済的影響への懸念が見て取れる。しかしそれ以上に、行政による対応の遅れや混乱が、これら不安や懸念の根底にあることを、この表における関係見出しの多さが示している。

表 3 (2) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2001 年 9 月)

<p>健康への不安 (安全性の問題) 「なぞ多い病原体「プリオン」 狂牛病、日本上陸の疑い」・「加工食品、安全性の確認は 即席めん、ゼラチンなど」・「変異型ヤコブ病の発症の疑い否定 厚労省調査委」</p> <p>被害拡大への不安 「「影響どこまで」…懸念も 国内初、狂牛病の疑い」・「狂牛病の基礎知識 「安心」 求め「？」次々」・「北海道の牧場から「ほかに2頭、同年出荷」狂牛病の疑い」・「狂牛病の疑いの牛、売却は72頭、追跡調査へ 北海道の元酪農家」・「道外29頭、所在不明が4頭 狂牛病の牛飼育、北海道の牧場出荷先」・「北海道の農場、出荷は78頭に ミス発覚、7頭増 狂牛病問題」</p> <p>経済的影響 「地元は対応に奔走／スーパーは張り紙 「狂牛病？」にピリピリ」・「マックなど株価下げる 国内での狂牛病発見で」・「日本の牛肉、輸入を中止 狂牛病発見で韓国」・「タイ、日本牛肉の輸入禁止 狂牛病問題」・「日本産牛肉の輸入を禁止 香港」・「じわり牛肉離れ 狂牛病ショック、消費者は」・「風評被害の恐れ指摘 狂牛病問題で農業団体」・「外食産業団体、狂牛病に不安 対策強化求める声」</p>
--

表 3 (2) (続き)

<p>行政の対応</p> <p>肉骨粉を巡って</p> <p>「牛への肉骨粉使用を禁止へ 狂牛病巡り武部勤農水相」・「狂牛病疑惑, 肉骨粉飼料出荷停止要請へ 農水省「流通に不明部分」」・「肉骨粉? 追跡手探り エサ調査, 絞りきれず 狂牛病感染」・「豚・ニワトリへ禁止は慎重に 狂牛病の肉骨粉巡り武部農水相」・「肉骨粉輸入, 全面停止検討へ 農水相表明, 関係省庁と協議」(→「肉骨粉業者, 全面禁止に反対 狂牛病問題」)</p> <p>農水省と厚労省間の問題</p> <p>「国内初, 狂牛病の疑い 千葉県内で乳牛1頭を焼却」・「疑惑の牛, 肉骨粉に <u>焼却処分されず施設に保管</u>」・ 「説明の不手際, 農水相が陳謝」・「農水副大臣と千葉県知事, 公表の遅れ認める 狂牛病問題で」・ 「月齢30カ月以上の牛, 出荷の自粛要請 狂牛病対策で農水省方針」・「<u>30カ月以上の牛, 全頭検査決定 狂牛病対策で厚労省</u>」・「狂牛病の検体を英国へようやく発送」・「<u>牛は農水, 肉は厚労</u>」・「狂牛病行政」縦割りで後手」・「狂牛病行政」また角突き合う 厚労, 農水の検査頭数に差」・ 「対策「これから検討」 農水省, 歯切れ悪く 狂牛病「クロ」」・「狂牛病対策は情報開示から」・ 「無責任を露呈, 狂牛病の対応」・「<u>狂牛病の対応「混乱し遺憾」</u> 小泉首相が批判」</p>
--

この混乱は、これまで日本政府が取ってきた BSE 対策の不備が露呈したものであり、欧州の BSE 問題を対岸の火事のように考えてきた結果である。前節で述べたように、1988年英政府が肉骨粉の牛の飼料への使用を禁止した時点での政府の対応は、1990年に英国からの生きた牛の輸入禁止と、肉骨粉の湿熱処理を義務付けたに過ぎなかった。1996年英国が、BSE のヒトへの感染を正式に認めたとときも、肉骨粉の牛への飼料禁止を行政指導にとどめ、更に2000年 EU からの BSE 牛発生に関する警告と防止体制の不備を指摘された時でさえ、前述のようにこれに対し十分な対応をしなかった。表に見られる肉骨粉を巡っての混乱はこの体制の不備の結果である。更に、表3(2)から判るように、農水省と厚労省間の縦割り行政の弊害がこれに加わり、ついには農水相の責任問題のみならず、BSE 対策の混乱への首相による批判まで引き起こすことになった。なお、この表より、当初検査対象として(国際的な合意であった)30ヶ月以上の牛が考えられていたことがわかる。しかし、前述のように、この混乱した動きの中で、10月、政治的に全頭検査体制が成立することになる。

② 米国の BSE 汚染国化と米国からの牛製品の食品の禁輸発生時

全頭検査体制確立の約2年後、BSE 問題も沈静化しつつあった2003年12月、米国において BSE 牛が見つかった。米国は BSE 清浄国から汚染国になり、米国からの牛肉の輸入が禁止された。それより先、カナダにおいても2003年5月 BSE 牛が発見されており、即日同様な措置がとられたが、この米国の BSE 問題発生により、日本の BSE 問題は新たな局面を迎えることになる。

この両国からの牛肉の問題において、以後米国の問題のみがクローズアップされたのは、日米関

BSE 問題を考える

係という重要な外交関係のある国同士の問題であるというだけでない。2003年度のデータをみると、カナダからの牛肉の輸入量は輸入全体のたった0.5%（2573.7t）であるのに対し、米国からの牛肉の輸入量が、全輸入量の38.7%（201052.3t）²²に達していたためであり、日米双方の利害と強く関係していたからである。

表3(3)は、この2003年12月から2004年1月までの新聞の見出しのうち、代表的なものをまとめたものである。ここで注目されるのは、米国にその使用肉の大半を依存していたY牛井チェーンの経営の問題と、アメリカ以外の国とくにオーストラリアからの輸入肉の高騰の問題という経済的問題であるが、それ以上に、米国と日本の牛肉の安全性を巡っての考えかたの相違が、クローズアップした点が重要である。日本政府は、米国に輸入の再開には、日本と同様輸入牛の全頭検査を要求した。これに対し、米国政府は米国のBSE牛はカナダに原因していること、米国牛は安全であることを強調した。また米国の世論もその大半は、BSEを問題視していない。ここに「何を安全とするか」は、その国に相対的な問題であり、その基準が合わない場合には国際的問題を引き起こしかねないことが明瞭示されている。また、2001年9月から10月にかけての混乱の中で、政治的に決められた全頭検査の是非が国際的に（あるいは合理性の立場から）問われることになる。

その後、米国からの米牛肉輸入の打診圧力が強まる中、2004年10月、厚労省は食品安全委員会に対し、「審査基準の見直し」の可能性を探るために「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係わる食品影響評価」を諮問し、下部組織である「プリオン専門調査会」において検討することになった。

表 3 (3) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2003 年 12 月～2004 年 1 月)

<p>③ 米国の BSE 汚染国化と米国からの牛製品の食品の禁輸発生時点</p> <p>経済問題</p> <p>12月 「米産牛、店頭撤去相次ぐ 価格上昇に懸念も BSE 陽性」・「吉野家など外食株が下落 米産牛、BSE の疑い」・「吉野家牛井、2月ピンチ 米 BSE 余波、禁輸続けば品切れ」</p> <p>1月 「豪州産に高まる期待」・「日本向けの豪産牛、4割高 米 BSE 発生の影響で」・「国産牛は高値水準 初セリ、豚肉も上昇 米 BSE あおりで」・「カレーの次は鶏・いくら… 吉野家、牛肉使わぬ「井メニュー」」</p> <p>米牛肉の安全性問題を巡っての米国との対立</p> <p>12月 「BSE の疑い、米で1頭 米の牛肉輸入停止、日本の消費量の3割」・「BSE 陽性牛の米牧場、4千頭を飼育」・「安全」「需要」農水省、板挟み 米の BSE 確認」・「米 BSE 陽性牛の脳、40キロ輸入 今年1年間、23キロは消費」・「米 BSE 感染牛、カナダから輸入 米農務省断定」・「大統領も牛肉食べ続けてる」BSE 感染で米報道官、安全性強調」</p> <p>1月 「米の牛肉輸入、再開進展なし 日米閣僚 BSE 協議」・「米産牛輸入の再開、全頭検査が条件</p>

表 3 (3) (続き)

BSE 問題で政府要望へ」・「米、牛肉輸入の部分再開を要求 「箱詰めは安全」主張 BSE 問題」・「「BSE 心配」米で16%どまり 牛肉食べる習慣、8割「変えぬ」・「米の安全対策不十分」 BSE 問題政府調査団が結果発表」・「全頭検査は当然の要求 米国産牛肉 (社説)」・「日米農相、牛肉輸入再開なお溝 BSE」・「全頭検査あらためて否定 BSE でベネマン米農務長官」・「BSE 日米協議、平行線 全頭検査の可否、安全尺度にずれ」・「米全頭検査なら年9億ドルと試算 BSE めぐり米農務省」

③ 食品安全委員会 (プリオン専門調査会) による全頭検査見直し答申の頃

2003年12月の米牛肉の禁輸以来、米国からの輸入再開圧力がかかっていた2004年10月、日本政府は食品安全委員会に対し、輸入再開の最大の関門であった、全頭検査を見直しに通じる前記のような諮問を行った。

表 3 (4) は、2005年3月に見られる新聞の見出しである。この表に現れたのは、安全論議よりも、米国の農務長官、国務長官、上下両院および大統領からの圧倒的な圧力と、全頭検査に合理的な説明根拠を持たない政府の混迷振りである。それは、批判を浴びた時の農水相の言動に良く現れている。このような状況下、2005年3月末、食品安全委員会の下部組織プリオン専門調査会は食品安全委員会に対し、すでに述べた、全頭検査見直しを許容する旨の報告書『我が国における牛海綿状脳症 (BSE) 対策に係わる食品影響評価』を提出した。

表 3 (4) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2005 年 3 月)

(食品安全委員会プリオン専門調査会の全頭検査緩和報告書提出のころ)

米国の圧力

「米農務長官「日米関係、困難に 牛肉輸出再開遅れ巡り」・「米産牛肉「禁輸続けば制裁」下院議員が対日決議案」・「米国産牛肉の輸入再開、プッシュ大統領が小泉首相に要請電話協議」・「米期限確定を要請、牛肉輸入再開協議」・「プッシュ大統領「米産牛肉輸入再開を」強硬姿勢、カナダ牛が一因」・「中米日本対しに「警告」

米議員ら「遅れば制裁」牛肉輸入再開」・「上院も制裁決議案 米産牛肉禁輸問題」・「ライス長官、牛肉輸入「解決すべき時」再開、強く要求」

政治・政府の動向

「島村農水相の罷免、民主が求める「全頭検査非常識」発言」*・「農水相、批判的 BSE 「全頭検査は非常識」発言」*・「政府、牛肉で板挟み 日米関係と食の安全 「輸入再開」政治問題に」・「米国牛肉の輸入、農水省は前向き」・「安全委**、牛肉全頭検査の緩和を容認 生後20カ月以下を除外」・「米牛肉輸入再開、「食の安全前提」衆院農水委決議」

日本社会の動き

「BSE 巡る島村農水相発言に抗議 全国消費者団体連絡会」・「焦る外食産業、消費者は冷静 米牛肉輸入、見えぬ再開時期」・「米国の基準は押し付けでは」

* 2005年2月の「BSE「全頭検査は世界の非常識」 島村・農水相発言」に対する反応

** この「安全委」は「プリオン専門調査会」のこと

BSE問題を考える

なお、食品安全委員会は、パブリック・コメントを付した後、2005年5月同報告書を了承し、このことを農林水産省ならびに厚生労働省に答申した。

④ 米国牛肉の輸入解禁前後

食品安全委員会が『我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係わる食品影響評価』を政府に答申した直後、2005年7月厚生労働省は、食品安全委員会に対し『「米国・カナダの輸出プログラムより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係わる食品健康評価について』（以下では「米国及びカナダ産牛肉等に係わる食品の健康影響評価」と略述する）について諮問した。これを受け食品安全委員会は、プリオン専門調査会による議論の結果、パブリック・コメントを付け、2005年12月8日、上記報告書を厚生労働大臣および、農林水産大臣に答申した。この答申を受け政府は、12月12日、米国・カナダ産牛肉等の輸入を正式に決定した。表3(5)は、この12月の新聞見出しである。

表 3 (5) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2005 年 12 月)

<p>米国牛肉輸入解禁前後</p> <p>政府の対応</p> <p>「米産牛肉，輸入再開を容認 安全委答申」・「米牛肉輸入を解禁 政府正式決定 流通，年明け本格化」</p> <p>世論あるいは新聞論調</p> <p>「米国産牛肉，本当に安全？ BSE 確認から2年，輸入再開へ」・「＜解説＞対米配慮の「政治決着」消費者への説明後回し 牛肉輸入再開」・「(社説) 米産牛輸入 消費者が求める情報を」・「米，日本の消費者見誤る「不当な外圧」説得力ある安全策示さず 牛肉輸入解禁」・「吉野家牛井，1月末にも 外食産業スーパー，販売再開へ動き 米国産牛肉，輸入解禁」・「(声) 専門家の判断信じ牛井だ」</p> <p>その他</p> <p>「(新科論) リスクと生きる：5 安全施策にも効率性 「命救う費用」，説明必要に」・「米産牛肉輸入，韓国が再開へ 早ければ3月末」</p>

この表からは、米国産牛肉の安全性への懸念よりも、まさに米国による外圧から政治決着したことへの非難が読み取れる。それではこの政治決着の下となった報告書「米国及びカナダ産牛肉等に係わる食品の健康影響評価」の内容はどのようなものがあったのであろうか。まず、この前提には安全委員会の先の答申『我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係わる食品影響評価』により、SRMの除去を前提に日本においても20ヶ月齢以下の牛の検査をする必要はないことになったことがある。この上で、食品安全委員会は、政府に対し次のような答申を行った。即ち、

「……今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの

場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。

米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、**管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない**。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの**前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。**²³（太字は引用者）

この様な評価の上に立って、日本政府は、次のような“輸出プログラムに規定された条件を満たしている旨記載された米加両政府発行の衛生証明書”が添付されていることを条件に、牛肉及び内臓について輸入を許可した²⁴。

・全頭からのSRMの除去 ・20ヶ月齢以下の牛由来であること

ただし、ビーフジャーキーやソーセージなどの牛肉加工品やひき肉は輸入の対象になっていない。また、今回の輸入においては、これら輸入条件は、米・加両政府が責任を持って遵守すること、日本政府の役割は、このことを確保するため、速やかに担当官を米国及びカナダに派遣して査察を行い直接確認する²⁵、となっている。しかし、この査察がいつも効果的になされるとは限らず、基本的にはこの輸入解禁は、両国への信頼の上に成り立つものである。もともと、今回の食品安全委員会への政府の諮問は、SRMの切除と20ヶ月齢以下の若い牛という前提条件（まさに「輸出プログラムより管理された」条件と同等）の下での影響評価である。実は、実際のリスクの大きさの判断は、この前提条件が守られるか否かにかかっている。それゆえ、この条件に触れることの出来ない評価は、真に説得的とはいえないという意見もありうる。これが、米国の圧力に屈した政府の都合の良い答えを出すだけの、食品安全委員会との非難が出されるゆえんであり、プリオン専門調査会の半数のメンバーが2006年4月に辞任²⁶した理由もここにあると推測されている。

⑤ 米国産牛肉等の輸入再禁止以降（2006年1月・7月）

2005年12月末、米・加産牛肉の輸入再開が決まり第一便が米国から到着した1月12日、成田空港に輸入された仔牛の肉から特定危険部位の背骨が見つかり、日本政府は直ちに再禁輸措置を取った。表3(6)はこの再禁輸が決まった2006年1月の新聞見出しと、それを再度解禁した、同7月の新聞見出しである。

12月の輸入再開が、米国政府が責任を持って輸入条件を遵守するという、米国への信頼の上に成

BSE 問題を考える

り立つものであるだけにこの違反の衝撃は、日米双方の政府にとって大きかったと思われる。その衝撃は、この表の見出しからわかるように、日本政府が直ちに行った「全面禁輸」にも、米政府からの「謝罪」と「再発防止対策の提言」および「違反の言い訳」と言う形で現れている。日本の世論は、当然ながら前年12月の政府の禁輸解除が時期尚早であったと非難した。しかし、一方米国側からは、一業者の違反により全面的な輸入停止になったことに対し、「理由にならぬ」あるいは「自動車事故より危険性が低い」などという苛立ちの声も聞こえた。しかし、ここで問題になっているのは、直接の安全性でも禁輸解除が時期尚早であったという議論ではない。少なくともそれは中心的な問題ではない。中心の問題は、政府間の約束が破られたという、外交問題であり、もう一つは、プリオン専門調査会が問題にしたように、特定危険部位の管理措置を米国に委ねる（日本政府による査察と直接確認が常に実行されるわけではない）というリスク管理の制度的な不備が顕在化した点である。

しかしながら、一度制度的に認めてしまった米国の牛肉輸入問題においては、輸入再開は時間の問題であった。表3(6)の7月の見出しにも現れているように、日本政府もまた輸入再開に積極的であり、2006年7月27日、米国産の牛肉の輸入は再開が決定された。この輸入再開において、「輸入全停止前例にせず」という農水相の言葉は、今後も起こるかもしれない問題を、外交問題とはしないための布石であろう。また、表3(6)の7月の記事は、国内的にはなお輸入解禁には反対が多いものの、圧倒的多数が反対と言うわけではないことも示している。輸入再開後の第1便は、2006年8月7日成田空港に到着した。新聞は、全箱検査が行われたことを伝えている。これは、輸入業者の協力を得て政府が行ったものである。なおこの全箱検査は、2007年6月、対日輸出認定施設などの現地査察の終了をもって行わないことになった²⁷。

表 3 (6) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2006 年 1 月・7 月)

2006 年 1 月 米産牛肉輸入の再禁止

政府の対応

「米産牛肉、再び禁輸 危険部位の背骨混入 再開1カ月、検疫で確認」・「麻生外相・安倍長官、再発防止を強く要請 ゼーリック米国務副長官が謝罪 牛肉問題」・「車の事故のほうが」米次官発言に小泉首相が不快感 米牛肉輸入問題」

世論あるいは新聞論調

「(社説) 米牛肉禁輸 不安が的中してしまった」・「解禁早々、不安現実に 世論意識、急ぎ対応 米産牛肉再び禁輸」・「不信強まる米国産牛肉 再び禁輸、なぜ? 見通しは?」・「(声) 査察の強化米に要求せよ」・「(声) 米産の牛輸入、全面停止なぜ」

米国の反応

「日本の牛肉禁輸、「早期再開へ努力」ブッシュ米大統領が強調」・「習熟時間足りず」米農務長官が指摘 米牛肉の危険部位チェック」・「危険性、交通事故より低い」BSE で米側不満」・「米報告、来月上旬にも 混入原因と防止策提示 牛肉問題」・「理由にならぬ」牛肉禁輸を批

表 3 (6) (続き)

判, 米下院農業委員長」
2006年7月 米国産牛肉の輸入再開時
政府動向
「米産牛肉輸入再開で合意に」・「輸入全停止「前例とせず」米産牛肉で中川農水相」・「米牛肉輸入再開, 大きな支障なし 調査踏まえ日米協議」・「米産牛肉, 来月店頭へ 輸入再開, きょう正式決定」
世論
「安全性いぶかる市場 米牛肉, 輸入再開」・「 米産牛肉の輸入再開 , 反対52パーセント, 賛成37パーセント 朝日新聞社世論調査」
経済
「米牛肉, 輸入再開を決定 当面, 停止前の1割 吉野家の牛丼9月下旬に」

⑥ 日本における vCJD 患者第一号発生時期

国内では全頭検査の見直し議論をしているさなか, 2005年2月5日, 日本における最初の vCJD 患者が発生したが, 表 3 (7) はその後の約 2 ヶ月間の新聞記事である。すでに述べたように, 発病した患者は, 1990年前半に24日ほど滞英経験があり, 正確な感染経路は不明ながら, 英国において特別危険部位の混入した牛肉を食したためといわれている。そのためもあって, 新聞報道は比較的落ち着いたものであった。またこれは, BSE による人間への感染リスクがどのようなものとして受け取られているかを示しているように思える。

表 3 (7) 新聞の見出しに現れた BSE 問題 (2005 年 2 月～ 3 月)

2005 年 2 月～ 3 月 (日本における変異型クロイツフェルトヤコブ病第一号発生時点)
社会の反応
2月
「国内初, 変異型ヤコブ病? 英国に滞在歴 厚労省, 確認急ぐ (2月4日)」・「問い合わせ相次ぐ 変異型ヤコブ病」・「変異型ヤコブ病, 国内で初確認 厚労省, 英で感染の可能性大」・「感染経路, 残る謎 国内初, 変異型ヤコブ病」・「牛肉離れの加速を懸念 変異ヤコブ病の初確認で関係者」・「 <u>変異ヤコブ病 恐れず, 決めつけず (社説)</u> 」
3月
「80～96年の英・仏渡航者, 1日滞在で献血制限 ヤコブ病巡り」・「献血制限, 段階実施へ 英渡航者を先行, 動向みて仏も」

3. リスク論から考見た BSE 問題

前章では、BSE 問題についてその大きな流れを示し、ついで新聞記事の見出しを用い、政府、日本社会、あるいは外国の動きなどを見ながら、この問題を具体的に肉付けしてみた。ここでは、これらの結果をリスク論の立場から検討してみる。

(1) リスク対策の失敗から危機管理の失敗へ

ヨーロッパにおいて、BSE 問題が騒がれていた時期、日本における状況は、一言で言えば対岸の火事といったところではなからうか。それは、何も政府の問題意識ばかりではない、マスコミも含め国民全体の問題意識であろう。

しかしながら、国民の生命財産を守る役目を負っている政府としては、リスク対策の点から見て、やはり遅れをとったと思われる。他国はどうかというと1996年英国政府がBSEが人間へ感染することを認め、哺乳類由来の肉骨粉を全家畜飼料へ利用禁止したのは当然として、この前後、EU、米国、オーストラリアなどは、少なくとも牛の飼料への肉骨粉の使用を法的に禁じている。この時点で、日本政府は肉骨粉の反芻動物の飼料への利用禁止を行政指導にとどめた点、多分BSEの発症を遅らせあるいは罹患牛の数を少なくした効果はあったと思うが、危機意識の欠如から来る不徹底なリスク管理であったといえよう。また、2001年EU科学運営委員会の日本に対する評価を認めず、BSE清浄国であると思っていたことも、世界的な規模で拡大しつつあったBSE問題への危機意識の欠如であろう。

この危機意識の欠如は、2001年9月の日本初のBSE牛の発見という、リスク管理の失敗として現れる。先のような危機意識の欠如の下で起こったBSE牛の発見は、日本にBSEパニックをもたらしたが、特に農水、厚労両省間のBSE対策上の連携の悪さがこのパニックに拍車をかけた。BSE牛発生より2～3ヶ月という短期間で、BSEに対する一応の防御体制を整えたことは評価できようが、国民に多大な不安をもたらしたことは危機管理の失敗と考えられよう。BSEを防ぐための検査を当初の「30ヶ月」からいわゆる「全頭検査」に変えたのはこのパニックの産物であり、政治的なものである。それは、合理的な根拠のあるものではなく、また予防原則によってとられた措置でもない。この非合理性が、後に外交的な問題を起こした原因であろう。また、この「全頭検査」検査していない牛は危険であるという誤った考えを国民に植え付けた、と言う批判もある²⁸。

(2) リスク評価機関としての「食品安全委員会」とリスク管理機関としての「農水省および厚労省」の関係

BSE問題の混乱を反省し、食品安全基本法の下発足した食品安全委員会は、農水、厚労両省の

上位組織として、両省から独立に内閣府の中に作られ、自らリスク評価（国民健康管理影響評価）を行い、食品のリスク管理を行う両省に施策の実施状況を監視し勧告する権限を持っている。簡単に言うと²⁹、①リスク評価に基づき、関係大臣に勧告、②施策の実施状況を監視し、関係大臣に勧告、③調査審議を行い、関係行政機関の長に意見を述べる（緊急時等）、④関係行政機関の取り組みの調整、することである。

リスク評価の実行機関として、食品安全委員会のもとに個別の問題を扱う調査会が複数存在する。そのうち BSE 関連の問題を扱う調査会が「プリオン専門調査会」である。

これまで述べたように、「プリオン専門調査会」の扱ったリスク評価で特記すべきテーマは2つあり、『我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係わる食品影響評価』と『「米国・カナダの輸出プログラムより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係わる食品健康評価について』がそれにあたる。これらは上記の①の役割に従い実行されたものであり、共に農水および厚労両省より大臣名を持って、諮問があったものである。それぞれ2005年の5月と12月にパブリック・コメントをつけ両大臣に同名の報告書を持って答申されている。

一般的にいて、リスク評価をする機関とリスク管理をする機関の役割の分担と、独立性の問題は、リスク対策に関する制度の問題として、これまで議論の的になってきた。本論の場合、リスク評価機関は食品安全委員会であり、リスク管理機関は農林水産および厚生労働省である。両者の間の問題は、上記の評価のうち米国の牛肉輸入解禁を巡ってあらわになった。問題は、このときの諮問には、「輸出プログラムより管理された」即ち、全頭からの特定危険部位の除去と20ヶ月以下の牛由来であること、と言う条件の下でのリスク評価であったことである。上記の最初の評価において、日本の牛について、この条件の下でのリスクは非常に小さいことを答申した食品安全委員会としては、評価する前から「答えありき」であると考えざるを得ないものであった。したがって、その報告書には、「管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダの BSE リスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない」という前例のない文言が入ることになった。当然これを巡って多くの意見が出された。もとより、「未熟だが方向性は正しい」³⁰と半ば評価する意見もあるが、「食品安全委員会は問題に疑義があれば、政府側に出しなおさせる権限が必要ではなからうか」³¹、「役所の諮問ばかりに答えいいるのでは、役所は満足しても消費者の期待にこたえられない。……諮問とは別に前提部分のリスク評価を安全委が自ら提案し、実施していれば、国民お目には独立した機関と映ただらう」³²、あるいは「リスク管理を担当する農水、厚労両省の要請が無くとも自ら評価に乗り出したり、必要があれば所轄大臣に施策を勧告する権限もつ。だが、米国产牛肉をめぐる問題でこうした権限が行使されることは無かった」³³、等に見られるように、食品安全基本法の理念とは裏腹な食品安全委員会の非独自性・消極性への批判が大半を占めている。しかし、食品安全委員会の委員7人のうち専任は4人であり、リスク評価を実行す

BSE問題を考える

る専門委員は非常勤である。専任の研究スタッフも持たず³⁴、また評価に必要な情報を両省に依存せざるを得ない状況では、食品安全委員会の存在が「独立道半ば」であることにはいわば仕方の無いことであり、この点の解決は、組織のあり方と権限の強化に依存しているのではなからうか。

(3) BSEあるいはvCJDのリスクについて

BSE問題は、国内的にも外交的にも大きな問題となった。それは、日本人に食の安全を考える機会となり、国民の安全を守るための食品安全委員会をも作るほどの影響を持った。しかし、この大騒動のもとになった、BSEの人間に対するリスクはどのようなものであろうか。BSEが人間に感染しvCJDを発症させるメカニズムは未だ良くわかっていない。しかし、医学の研究者でもない一般の者にとって必要な情報は、もちろん罹患した場合の治療法の有無もあるが、更に重要なのはどの程度罹患しやすいかという情報であろう。英国でのBSEのアウト・ブレイクとvCJDの発生は、その感染のメカニズムは十分解明されなくとも、疫学的に見てこの点について多くの情報を与えてくれたように思う。

英国におけるBSE感染牛を食べたことによりvCJDに罹患するリスクについては、ロンドン大学のP. Smith教授（海綿状脳症諮問委員会委員長）行った発生予測がある³⁵。それによると、発生するとみられるvCJD患者の予測値は、100万頭～400万頭のBSE牛が、食物連鎖に入ったとして、もっとも悲観的にみて5000人である。ただし、これはvCJDの全潜伏期を通じての発生数である。vCJDの潜伏期間は数年から25年と幅があり、未だ定説はない。もし、10年くらいとするならば、現在すでに英国でのvCJDの発生は山を越えたと見られ、その発生人数は現在（2007年8月）の161人程度で止まるであろう。しかし、25年とすれば毎年何人かが発病し、25年の結果5000人になるということになる。これまでのvCJD感染者の年間最大数は28人、これまでの患者数161人であるが、これはvCJDに感受性のある遺伝子を持ったヒトの場合であり、感受性のより鈍い遺伝子のヒトに対する発症はこれからだとしても、その場合のピークは28人より小さいであろうし総患者数も小さいと考えられる。このような考察から、5000人発症と言う数字は、非現実的なほど過大評価であると思われる。なおこの点について、vCJDの発症者を600とする計算もあり³⁶、この方が現実に近いであろう。にもかかわらず、この5000人の患者数という数を採用するとしても、vCJDは人口6000万人の英国のなかで、単一の原因による死亡原因としては多いほうではない。例えば、英国の自殺者は年間6000人であり交通事故による志望者もほぼ同じくらい存在する（2001年の統計）。vCJDの潜伏期を10年とし、この10年の間の自殺者数や交通事故死亡者数は、5万人に及ぶ。25年とするならば、12万5千人に及ぶ。

もともと、BSEからvCJDへの感染は、種の壁を越えてきたという珍しいものであり、越えてきたという事実は衝撃的ではあるが、感染力という点では大きくない。これが、推定最大400万頭の感染牛が食物連鎖の中に入ったにもかかわらず、これまで10年間に、160人程度の感染者しか出さ

なかった最大の理由であろう。結局のところ基本的には BSE は牛の病気なのである。

更に、このヒトに対する感染力の弱さの上に人工的な諸安全対策がとられている。① SRM の除去により、BSE プリオンが99%以上除去される。②食物連鎖の中に入って来る牛は、20ヶ月齢(日本)あるいは30ヶ月齢(国際基準)と若く、BSE プリオンの量は微量である。現に、日本で発見された、21と23ヶ月齢の牛から取った BSE プリオンの量は非常に少なく、実験に使った遺伝操作をした特殊なマウス(トランスジェニック・マウス:ヒトのプリオン遺伝子を入れてあるマウス)への感染性は確認できなかった³⁷。③ BSE の原因とされる肉骨粉を、牛の飼料として用いることを禁じた。

このうちでどれが重要であろうか。まず BSE 発生を抑える肉骨粉の禁止が第一に重要と考えられる。この BSE 牛発生を抑えられたうえで、BSE プリオンの99%以上が存在する脳などの SRM の除去対策が牛からヒトへの感染を抑える点で重要となる。食物連鎖に入る月齢の低い牛として、20ヶ月が良いか30ヶ月が良いかという議論は、前者2条件がきちんと守られており、かつ種の壁の高さを考えるならば、vCJD の発症リスクの軽減の議論としては余り意味の無いことではなかろうか。

なお、上記の、英国における vCJD を発症者5000名というの過大評価と考えられる数を根拠として、2001年11月に採られた BSE 対策より前に食物連鎖に入った BSE 牛による vCJD リスクを計算し、日本における vCJD 患者の数を推定した結果、どんなに多くとも0.9人(1億2000万人の人口の日本で10年くらいの間に0.9人)と言う値が計算された³⁸。この値は、日本において、BSE 対策以前に食物連鎖に入ってきた BSE 牛が原因で罹患する vCJD 患者はホボないということを意味する。

(4) 米国の牛肉輸入について

米国における日本向け輸出牛肉の管理に対し、杜撰ではないかと消費者団体が抗議しているとの記事をときおり目にする。しかし、そのような団体とは異なり、米国からの牛肉の輸入解禁後、Y 牛丼店に押しかける多くの人々³⁹をどのように評価するべきであろうか。これだけ情報が得られやすい社会に生きる彼らが BSE の問題に無知であるとは思えない。庶民は、BSE 問題の何かを直感的に感じ取っているのではなかろうか。前章で延べた新聞記事数から判るように、BSE の発症は多くの記事となったが、vCJD についての記事はほんの少数であった。これは、我々にとって、vCJD が決して身近な脅威として現れてこなかったことを示していよう。確かに、米国の食品管理は日本に比べ粗雑なところがある⁴⁰。しかし、それにもかかわらずその米国からの牛肉は、一応特定の管理された会社からの輸入であることを考えると、Dr. ダグマー・ハイム(スイス連邦獣医局 T S E 調整官)の次のような言葉もまた当然の意見であろう。

「ほとんどのアジアの諸国というものは、こういった(GBR⁴¹のような)評価を得ておりません。ですから、こういった諸国から輸入しているということであるならば、何を輸入しているかわからないということになります。・・・米国からビーフの輸入に関して、そのリスクを心配しなが

BSE問題を考える

ら評価をされていない国から輸入するものに関して、心配しないということは、あまりにも論理的ではないので、おかしいと思います」⁴²。() 内引用者)

確かに、米国の圧力には、日本人の神経を逆なでするようなものがある。米国牛肉輸入条件緩和に反対する理由の一つは、この米国の強引さに対する反発と言う面もあるのではなからうか。しかし、グローバル化する世界情勢の下で、食料自給率の低い日本が日本だけの独特の基準を有することが出来るであろうか。

なお、ここで取り扱わなかったが、リスク論として重要な問題にコスト・ベネフィットとリスクコミュニケーションの問題がある。前者に対しては、BSE牛第1号発生時に、農水省が用意した対策費は1554億円に上ったといわれるが、その後BSE牛を見つけるのに費やされる税金の額の適切性の問題があり、後者に対しては食品安全委員会のパブリック・コメントの有効性がすぐに頭に浮かぶ。筆者にとって今後の課題である。

4. 結 論

リスク論から見ると、BSEの問題は種の壁を越えてきた、不治の病という点でセンセーショナルであっても、安全性の問題としては大きな問題とは言いがたい。特に、管理された牛肉しか食物連鎖の中に入ってこない社会においては、BSEおよびそれによるvCJDは決して脅威にならないであろう。とすると、現在の米国との間のBSE騒動の根源は2001年に当時すでに国際的合意が出来ていた30ヶ月齢以下無検査と言う条件を、政治的思惑から、全頭検査にしてしまったことにあるように思える。さらに、一連のBSE騒動の根源を遡れば、どのような理由があろうとも、グローバル化している現代において、ヨーロッパにおけるBSE騒動を対岸の火事と見てしまった、マスコミも含め日本国民の楽観主義にあらう（決して役所だけの問題ではない）。この楽観主義あるいは無関心がリスク対策の遅れとして表れ、日本のBSE問題を不必要に複雑なものとしてしまったように思える。

最後に、Y牛井店と違って、実際問題として米国産牛肉は、一般の日本人にとって必須のものではない。そもそも、牛肉自体がなくてはならないものではない。それは好みの問題である。これについて、次のような新聞記事で本論を締めくくろうと思う。

「……うちの5人家族は牛丼ファンです。でも、カナダとアメリカから牛肉が止まった2年前から、楽しめなくなりました。仮に店舗に並んでいても、危険ではないかと疑い、食べる気になれませんでした。輸入再開には賛否両論あるでしょう。ボイコットを検討している消費者団体もあるそうです。でも個々の消費者が買うか否か自己責任で選択すればそれでよいのではないかと思います。」(2005年12月16日『朝日新聞』朝刊(声)「専門家の判断を信

じて牛丼だ」より)

正にこの記事が言うように、もし米国産牛肉が怖くてたまらないならば、買わないでおけばよいのである。

(注)

- 1 特集『BSEの危険度はどこまでわかったか』「科学」Vol. 76, No. 11, 岩波書店(2006)
- 2 山内一也『狂牛病(BSE)・正しい知識』河出書房新社(2001)
- 3 福岡伸一『もう牛を食べても安心か』文春新書(2006年)
- 4 池田正行『食のリスクを問い直す』ちくま新書(2002年)
- 5 食品安全委員会『日本にける牛海綿状脳症(BSE)対策について中間とりまとめ』(2004年9月)
- 6 食品安全委員会『我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係わる食品影響評価』(2005年5月)
- 7 前掲書4. など
- 8 BSE問題に関する調査検討委員会『BSE問題に関する調査検討委員会報告』厚生労働省, 農林水産省(2002年4月)
- 9 食品安全委員会, プリオン専門調査会ホームページ(<http://www.fsc.go.jp/senmon/prion/index.html>)
- 10 Peter Smoith「英国におけるBSEおよびvCJD(変異型クロツフェルト・ヤコブ病)の流行」, 第6回食品安全委員会プリオン専門調査会, 資料(スライド)(2004年3月)
- 11 前掲書5
- 12 Surveillance (Surveillance): 疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視し, 疾病対策に必要な情報を得るとともに, 結果を迅速かつ定期的に活用すること。または, 化学物質などの汚染の実態を分析・調査すること。
パッシブ・サーベイランス (Passive Surveillance): 症状が出た牛だけ Surveillance を行う。
アクティブ・サーベイランス (Active Surveillance): と畜場に来る健康な牛にも Surveillance をおこなう。
- 13 動物衛生研究所ホームページ (<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/bse/bse-s.html>)
- 14 前掲書6, 9頁
- 15 レベルⅠ = BSEが高度にありそうもない (highly unlikely)
レベルⅡ = ありそうもないが, まったくはないとはいえない (unlikely but not excluded)
レベルⅢ = ありそうであるが確認されていない, または低いレベルで確認されている
(likely but not confirmed or confirmed, at a lower level)
レベルⅣ = 高いレベルで確認されている (confirmed, at a higher level)
- 16 特定危険部位 (SRM - Specified Risk Material)
O I E (Office Internationale des Epizooties 世界獣疫事務局)の基準によると, BSEに係る危険部位としては, 脳, 脊髄, 眼, 回腸遠位部等が指定。わが国では, と畜・解体時にすべての年令の牛の頭部(舌, 頬肉を除く。), 脊髄及び回腸遠位部(盲腸の接続部分から2メートル以上)を特定危険部位として指定
- 17 スクリーニング (Screening): 一般には, 多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別 (screen) すること。または, そのための特定の操作・評価方法(テスト)をいう。
- 18 2003年10月3日「朝日新聞」朝刊の記事「『若い牛』広がる驚き 肉骨粉禁止後出生 BSE, 8頭目を確認」のなかに次のように記されている。
《(厚生労働省)は当初, 全頭検査の対象を「生後30ヶ月以上」の牛に限ろうとしていた。病原体のプリオンが体内に増えて脳にたまり, 検査で発見できるようになるのは生後30ヶ月ごろからだ」と国際的に考えられていたためだ。しかし, 「全頭検査をしないと消費者の不安が解消されない」とした自民

BSE問題を考える

党の意向に押され、検査の対象を「食肉処理される全ての牛に変更。』

- 19 牛海綿状脳症（BSE）に対する技術検討会・BSE 疫学検討チーム『牛海綿状脳症（BSE）の感染源および感染経路について—BSE 疫学検討チームによる疫学的分析結果報告—』農林水産省（2002年5月）
 - 20 前掲書19によると、英国からの生肉の輸入頭数28頭、イタリアおよびデンマークから約8万トンの肉骨粉、英国から香港経由の肉骨粉が240トンが、わかっている範囲で主なものである。
 - 21 食品安全委員会『「米国・カナダの輸出プログラムより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係わる食品健康評価について』（2005年12月）
 - 22 第43回プリオン専門調査会 議事次第 付属文書2-2「牛肉の国別輸入量」（2007年3月）
 - 23 前掲書21, 32頁
 - 24 2005年12月12日掲載 「米国及びカナダ産の牛肉の輸入再開について」、医薬食品局トピックス、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#iyaku>）
 - 25 「米国産牛肉等の輸入再開に当たって」トピックス添付の参考資料2
 - 26 『「慎重派」6人、委員を辞任 プリオン専門調査会』2006年4月5日「朝日新聞」朝刊、3面
 - 27 農畜産業振興機構「米国における対日輸出認定施設等の現地査察が終了」（最近の畜産物の需要動向、トピックス）月報「畜産の情報」（国内編）（2007年7月）
（<http://lin.lin.go.jp/alic/month/dome/2007/jul/topics.htm>）
- 厚生労働省と農林水産省は6月13日、米国における対日輸出認定施設などの現地査察（5月13～28日）が終了し、それに伴い、今後、全箱確認検査は行わないこと、米国側は新たな対日輸出施設の認定を行うことが可能になったことを公表した。全箱確認検査は、昨年7月の輸入手続き再開後、適合性を確認することを目的に、輸入業者の協力を得て実施されていた。両省によると、現地査察において、月齢確認、特定危険部位（SRM）除去等の記録の検証など5項目について、対日輸出された製品に関する記録や対日輸出製品に関する現場での作業状況などを確認した結果、一部の施設にいくつかの指摘事項があったものの、いずれも対日輸出条件に影響するものではなく、米国の対日輸出プログラム順守に関して、システムとして問題はないことが確認されたとしている。
- 今後は、検疫所および動物検疫所において、抽出検査の実施とともに現地査察が実施されるほか、厚生労働省が輸入者に対しても輸出元への対日輸出プログラムの順守の確認を指導するなどの適切な処置が行われることとなっている。
- 28 2002年4月3日「読売新聞」朝刊、国際獣疫事務局小澤顧問が、『BSE問題に関する調査検討委員会報告』を検証した記事中の言葉。
 - 29 食品安全委員会の所掌事務に関しては「食品安全基本法」第3章の第23条第一項にその規定がある。第23条委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

30 中村靖彦, 2006年4月14日「朝日新聞」朝刊, 「三者三論: 食品安全委員会のあり方」より

31 金子清俊, 2006年4月14日「朝日新聞」朝刊, 「三者三論: 食品安全委員会のあり方」より

32 高橋正郎, 2006年6月27日「朝日新聞」朝刊, 「自ら課題を決め, 評価試みよ」より

33 2006年7月5日「朝日新聞」朝刊, 食品安全委の3年: 上」より

34 食品安全委員会の専門委員については, 「食品安全基本法」第36条に規定されている。

35 前掲書5, 10頁

「過去のBSE感染牛発生頭数と現時点までに発生したvCJD感染者数の関係を説明できる仮説を立て、これにより将来のvCJD患者の発生予測を行った²¹⁾。この予測は、①vCJD感染者数は、対策が不十分であった時期におけるBSE発生頭数に相関する、②潜伏期間には相当大きな個体差が存在するが、ある特定の統計学的分布に従う、③潜伏期間と感染時の年齢の間には相関はない、④vCJDはプリオン遺伝子中129番目のアミノ酸がMM型の人にもみ発生する、⑤潜伏期間中の患者は考慮しない、⑥プリオンの摂取量と発症率の関係は考慮しない等の多くの仮説を前提としたものである。この予測によれば、英国において発生するvCJD患者の累計は、数百から数千人になると推定されている。

なお、英国においては、30ヶ月齢以上の牛は食用に供していないが、この管理措置を変更した場合、どの程度リスクが上昇するかを推定するに当たっては、Smithらは、最も悲観的な予測として、最終的患者累計は5,000人になるとの予測に基づいて計算を行っている。」

あるいは、「食品安全委員会プリオン専門調査会第10回会合議事録」および添付資料1-1「vCJDの流行拡大に関する予測(山本専門委員スライド)」(2004年6月)

36 「食品安全委員会プリオン専門調査会第10回会合議事録」および添付資料1-3(2004年6月)

37 2007年5月9日「朝日新聞」朝刊「21・23ヶ月BSE牛 感染確認できず」

38 前掲書5, 14頁

39 中村靖彦『牛井・焼き鳥・アガリスク』11~12頁, 文春新書(2007)

40 前掲書39, 69~74頁, 文春新書(2007)

41 BSEの地理的リスク

42 「食品安全委員会プリオン専門調査会第39回会合議事録」11~16頁(2006年10月)